

| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 係 長 | 係 | 合 議 |
|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|
| | | | | | | |

福祉環境委員会記録

平成 27 年 12 月 9 日(水)

全 員 協 議 会 室

9 時 58 分～13 時 46 分

【委 員】 道下委員長、足立副委員長、柳楽委員、小川委員、森谷委員、平石委員
澁谷委員、西村委員

【委員外議員】 江角議員、牛尾昭議員、串崎議員、岡本議員、佐々木議員、芦谷議員

【議長団】 西田議長

【執行部】 川崎健康福祉部長、杉本健康福祉部次長（地域福祉課長）
猪木迫地域医療対策課長、中田健康長寿課長、有福子育て支援課長
宮崎市民生活部長、三浦市民生活部次長（医療保険課長）
村瀧総合窓口課長、原田環境課長
吉永金城支所長、山田市民福祉課長
田村旭支所長、佐々尾市民福祉課長
細川弥栄支所長、岡本市民福祉課長
斎藤三隅支所長、大田市民福祉課長
山本上下水道部長、小川上下水道部次長（管理課長）、岸本工務課長
塚田下水道課長
前木総務部次長（総務課長）、斗光情報政策課長

【事務局】 外浦書記

議 題

1. 議案第 90 号 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
2. 議案第 104 号 工事請負契約の締結について(浜田浄苑基幹的設備改良工事)
3. 請願第 12 号 国民皆保険制度の維持・発展を求める意見書の提出について
4. 執行部報告事項
 - (1) 浜田市多子世帯生活支援（商品券交付）事業について
 - (2) ごみステーション整備費補助金（仮称）の新設について
 - (3) 下水道事業について
 - (4) その他
(配布資料) 浜田市人口状況（8 月末～10 月末）
5. 所管事務調査
 - (1) シルバー人材センターの家庭ゴミ処理状況について
 - (2) 介護報酬の引き下げに伴う介護事業所への影響について
 - (3) 要介護認定率の推移について
 - (4) 産前産後ヘルパー支援事業について(相談数・利用者数・利用内容)
6. その他

【議事等の経過】

[9時58分 開議]

道下委員長

ただ今から福祉環境委員会を開催します。出席委員は8名で定足数に達しています。早速議題に沿って議事をすすめてまいります。

1 議案第90号

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

道下委員長

執行部から補足説明がございませうか。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑をお願いします。

小川委員

個人番号の関係につきましては12月1日に全国各地で提訴が行われたという情報があります。プライバシー権侵害の可能性がありませう。憲法に抵触するのうかどうかということが今後の裁判の流れにも委ねるところがあると思ひますが、可能性も秘めているという中身があると思ひます。この条例の改正でいきますと1月1日施行とあるが、事務手続き上、条例改正しないと現行のままでは個人情報を取り扱われないうことでの条例改正という認識でよろしいですか。

総務課長

ご指摘のとおり1月1日から適用しないと、この条例がないまま特定個人情報を扱うと違法になります。

小川委員

条例制定でした、訂正させていただきます。5ページには生活保護法や乳児医療の関係がありますが、現在こういったサービスを受けておられる方が仮に手続きをせずに引き続きサービスを受ける場合、支障が出ませうか。

地域福祉課長

生活保護法に関して説明します。生活保護法で事務処理している方の中に外国人の方が居ませうが、その方の場合は生活保護法ではなく、国の通知によって保護法に準じて行う事務という扱いになっています。個人番号法で定めてある、日本人の保護の方と同様に外国人の方も、個人番号に関わる特定個人情報を扱う場合に、独自事務として条例化で謳っておかないと、法の規定がないのでその部分を今回浜田市の条例で謳って、外国人の方にも同様の保護が行えるようにするものです。

情報政策課長

補足すると、市で条例を制定しなければ処理出来ない事務を挙げています。その他全国共通の事務は法律で定められていますので、それに基づく処理が出来ませう。市独自の事務について条例で定めるということで、今回条例を制定させていただくという趣旨です。

小川委員
情報政策課長

サービスの変更はありますか。全く変わりませんか。
今までの事務を継続するので、サービスには変更ありません。ただ単にマイナンバーを扱うということで条例を制定させていただくということです。

西村委員

通知カードが市民の手元に届いている状況について把握されていますか。届かない状況が全国で発生しているようですが。

総合窓口課長

通知カードは 26,852 通届く予定で、宛先不明、保管期間経過、受け取り拒否等によって、12月8日現在で、753、1703、8、合計 2,464 (9.2%) が浜田市に戻ってきています。その中で市に受け取りにきていただいたのが 231、転居等で浜田市から再送が 67、死亡が 36、転出が 60 の 394 通を既に処理が終わっています。

西村委員
総合窓口課長
西村委員

千数百通は事実上、市民の手元に届いてないということですか。
2,062 通を現在市で保管しています。
わかりました。2 点目に、通知カードが届いてない方が、法に定められた事務や独自の事務について、何らかの事務処理を市で行わないといけない状況になった際はどうなりますか。番号が本人はわからない。

情報政策課長

1 月から色々な申請で、マイナンバーの記入が求められますが、浜田市に住民票があって、浜田市役所で手続きする場合は、マイナンバーを記載してくださいとは言われますが、もし届いてなかったら、市内部で調べられるので、不利益はありません。ただ、年金事務所等の他の行政機関ではナンバー提示を求められるので、通知カードを持って申請に行く必要があると思います。

西村委員

いずれにせよ最終的に、事務処理上は番号が入っていないと処理は出来ないのですね。

情報政策課長

今の時点では出来ないと言った方が良いでしょう。施行しても情報連携を実際するのは平成 29 年の 7 月からなので、それまでは従来の手続きに則ってやります。所得証明の取りよせ等、申請出来ないことはないと思います。

西村委員

11 月 2 日から相談窓口を開設されて、前回は件数等を報告いただきましたが、それ以降直近までの相談件数と相談内容を教えてください。

総合窓口課長

11 月 2 日に開設し、先週、12 月 4 日までの集計です。時間内電話での問い合わせ等 598、窓口 196、延長窓口 2、計 796 件の相談窓口の件数です。

内容は、制度説明 163、カード申請等相談が 704、苦情が 38、計 905 件です。

西村委員 説明資料備考欄に、個人情報保護審査会に諮問して適当であるとの答申があったと記載されていますが、どういった審議があったのか模様を説明してください。

総務課長 審議会の中で、特に議論といったことは無く、どういった事務にどういったもの、何を、何のために必要なのか 1 件ずつ確認していただき、最終的には特に問題無いという答申をいただきました。

西村委員 9 月頭ごろに、個人情報の利用範囲が銀行口座、特定検診、予防接種等々に拡大という法改正があったと聞いています。今回の条例の中身を見るとそういった事務について記載がありません。番号法の法定事務としての事務なのかと想像しているんですが教えてください。

総務課長 確かに新聞報道では銀行預金、特定検診、予防接種にも番号を使うとありましたが、まだこれに関しては法が施行されていないと聞いていますので、来年 1 月からは施行にはなりませんので、今回の制定には直接関係しないと思っています。

西村委員 法定事務ではなく、独自事務ではあるが施行されていないので今回は入っていないということですか。

総務課長 全国一律なら法定事務ということで利用出来るのですが、浜田市独自のもの、予防接種等も独自のもので番号を使うということなら、今回の条例の中でそういった事務を行うことを謳う必要があると思います。

西村委員 はっきりすれば良いんです。独自事務で施行になっていないから記載がないのか、法定事務なので法に入っているのか、そうじゃないのか、はっきりさせていただければ。

道下委員長 暫時休憩します。

[10 時 15 分 休憩]

[10 時 16 分 再開]

会議を再開します。

総務課長 法定事務には入っていますが、その部分の法律の施行はまだなので、いずれ間違いなく加わりますが、ただ、特定検診でも浜田市が独自に行うものがあれば条例の中に盛り込まないといけません。独自事務があるかないかは担当課の方で最終的に判断していただくことになろう

かと思えます。

西村委員

分かりました。6点目は第5条の、特定個人情報の提供という部分です。別表3を見ると、市長が教育委員会に対して特定個人情報を提供出来ると受け取れるんですが、第5条というのはそのことだけを謳っているんですか。ちょっと読み解けないんですが。それだけのことを1と2で謳っているのか教えてください。

総務課長

第5条の大きな所で言うと、市長部局と教育委員会とで、特定個人情報を提供することを謳っています。具体的には生活保護に準じて云々と。教育委員会で申しますと準要保護とか要保護とかあります。ここでも学校保健安全法に基づく医療費の関係の事務がありますので、その関係で情報をやりとりする必要がありますので、5条に掲載させていただいています。

西村委員

7点目は、住所変更をした場合、例えば浜田市内の場合や他市からの転入といった時に、通知カードの書き換えが必要になると思います。かなり手間がかかるのではと思っていますが、実務上はどのように判断していますか。

総合窓口課長

おっしゃるように、通知カードに住所変更等があった際は追記することとなっています。現在は住民異動届が出ましたときに通知カードに記入させていただいておりますが、かなりの数となります。今考えているのは、住民基本台帳に新住所を入力して出来た情報をそのまま通知カードに記入出来る機械があると聞いているので、来年度予算で購入し、正確性と事務の軽減化をはかりたいと思っています。

西村委員

ということは現状では対応出来る状況にはなっていない、来年度予算でやるということですか。間に合わないと思いますが。

総合窓口課長

現在は手書きで対応しています。機械に関する情報は最近いただいたものです。

西村委員

ということは、1月1日から少なくとも3月31日までは、手書きで対応するということですか。

総合窓口課長

そうです。

道下委員長

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

2 議案第 104 号 工事請負契約の締結について(浜田浄苑基幹的設備改良工事)

道下委員長
環境課長

執行部から補足説明がありますか。
この計画の概要説明を少しさせていただきます。
(以下、資料をもとに説明)

道下委員長
澁谷委員

説明が終わりました。委員から質疑をお願いします。
8億4,672万円という金額で、大変高額な契約だと思います。昨日、42億円の赤字と聞いてショックを受けています。この金額がプロポーザル方式で進められたということで、当初の費用概算とこの契約金額の差異はいかほどですか。

環境課長

工事費の差異ですが、当初は総工事費を2カ年で9億5,150万見込んでいましたが、8億4,672万という金額になっています。

澁谷委員

今の話では1億ほど安くなったようですが、もっと努力をすれば安くなったのではないですか。交渉はどうなっていますか。

環境課長

この工事は非常に専門的技術を要します。我々も業者から提出された提案と仕様書を確認して、長寿命化計画このものから、必要なしと判断した部分もあります。審査委員会も良いだろうということで落札となりました。

澁谷委員

クボタ環境サービスさんのような、該当する候補はいくつくらい検討していて、クボタさんの他市での実績も教えてください。

環境課長

クボタ環境サービスと同等の業者ということですが、我々でも審査をしており、清掃施設工事にかかる評価点数というのがありまして、法人が作っている審査があって、その中で点数を出しています。その業者の中で浜田市が選定したのが8社、日立造船、三井造船、などなど大手がありました。その中から公募をはかろうということで。今回のプロポーザル方式の応募が1件のみだったので、1件で決めさせていただきました。

澁谷委員

1社のみだったと聞くと、何か裏であったのかと勘繰りますが。現地の会社に訪問して調査をしたりとか、提案してもらったとかないんですか。

環境課長

業者さんから提案していただいたのは、クボタ環境サービスさん1社のみでした。応募がないのに他の7社から求めることは出来ません。この循環型社会の事業の計画的なものが、環境省のホームページにも載っています。各全国の業者さんがそこで浜田市の発注を認識したと思います。その中で1社が応募されたということです。こちらが示す仕様書をもとに業者の考えを聞き、評価点数を付けて決定した流れ

です。

道下委員
足立副委員長
環境課長
足立副委員長
環境課長
道下委員長
西村委員
環境課長
西村委員
環境課長
西村委員
環境課長

その他。

この設備改良工事を、しなかった時と、した時のコスト面の差はどれくらいですか。

コスト削減ということでお話をいただきましたが、この事業によってCo2の削減がメインとなります。この事業で目標にしているのが5.7パーセント程度の削減です。削減をしながら対比をしていくという流れです。

削減ということは分かりましたが、維持管理については、やって差があるのか差が無いのか教えてください。

調べてから報告させてください。

では後ほどご報告ください。その他。

先ほど事業費の関係で質疑がありましたが、今年度の当初予算の説明資料を見ると9億6,000万円くらいになっています。これはこの金額で見込んでいたものが、入札によって8億4,672万に下がったと理解してよろしいですか。

事業費ですが、当初予算では9億5,000万でしたが、長寿命化計画を平成25年度に策定しておりそのときの調査結果にもとづいて事業費は算定しています。そして入札によって8億4,672万になりました。

平成25年の計画を策定された時の資料によると、交付金は8億4,600万円あまり全額が対象にはならないとあります。一定の枠、対象になる事業内容があるんでしょうか。その1/3という説明になっていますので、8億4,600万に対して、対象となる金額はいくらですか。1/3で最終的にいくらになるんですか。

事業費が即答出来ませんが、当然補助の対象になるもの、ならないものがあります。Co2削減がこの事業のメインになるんですが、高性能モーターですとか、浄苑の施設内の照明LED等も使いますが、それらが補助対象になるのがメリットですが、全部が交付金対象にはなりません。

4億84,521千円が補助金対象です。100パーセントの交付にはなりません。

1社応募があつて決まったとのことですが、この業者は建設時の業者ですか、それとも違いますか。

過去に浜田浄苑の建設に携わっています。計画的にも長けておられ

ます。またこの施設ですが一時休止でやらねばならないんですが、ここはほとんど年中運転している施設なので、特殊な技術を要するのでも評価対象になりました。

西村委員

要するに 24 時間、365 日に近い稼働だと聞いていたので、大がかりな工事をする際は休止せざるをえない期間がどうしても出ると思ったのですが、どのようにするんですか。市民生活に影響が出ないように。

環境課長

我々が業者から説明を受けたのは、当初約 10 日くらいは休止が必要かと思っていましたが、業者さんとの協議によってそこまでは不要、3 日くらいを予定していると聞いています。年中動いている施設なので、出来る限り日曜日をはさんだりとか、うまく期間を定めたいと思っています。

道下委員長

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

3 請願第 12 号 国民皆保険制度の維持・発展を求める意見書の提出について

道下委員長

紹介議員の西村委員がいらっしゃるので、説明をお願いします。皆さんのお手元に、西村委員に作っていただいた資料がありますのでご覧ください。

西村議員

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

執行部に質問はありますか。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑があればお願いします。

(「なし」という声あり)

この後の採決の時に皆さんの意見を伺いたいと思いますので、この件は以上とします。

4 執行部報告事項

(1) 浜田市多子世帯生活支援(商品券交付)事業について

道下委員長

執行部から報告をお願いします。子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

委員から質疑をお願いします。

柳楽委員

第 1 回目が 10 月 6 日、発送日というのは商品券を送付した日ですか。

子育て支援課長
柳楽委員

簡易書留で発送しています。10月6日付けで投函しました。
第3回が1月10日で期限が12月31日なので、使用される期間が短いと思いますが。

子育て支援課長

11月10日に発送された方は確かに短かったと思います。申請を受け付け順次9月25日までに申請された方は10月6日に発送しております。というような形で10月の9日まで申請されたかたは19日ということで、10月の10日以降に申請された方で最後で、少し遅くはなりましたが11月10日が最後になったということです。申請順に送っています。逆に11月10日になった方は商品券が流通し始めて気づかれて申請された方かなと思いますが、最後の方は短くなっていますが、申請自体が遅かった方だということでご理解をお願いしたいと思いません。

柳楽委員

申請期間の締め切りを10月30日とされていますが、これくらいの期間を持たないとなかなか申請されないだろうという見込みですか。もう少し早めに期間を切っておられれば、もう少し早めに送ることが出来たと思いますが。

子育て支援課長

申請期間の最後ですが、申請漏れ、申請忘れの方もおられるのではと思って1ヶ月の幅を持たせています。我々も事務も早く区切りがつくのですが、そういった考慮からでした。2ヶ月が長いか短いかはありますが、ある程度周知をしたい、申請できる方には申請していただきたいという思いで設定をしております。

道下委員長
小川委員

その他。
住基をもとにして広報したということで、交付率99パーセント、大変熱心に広報されたのだと思います。残り8世帯というのはどのように分析されていますか。

子育て支援課長

1回案内を送付し、未申請の方に再度ご案内しています。それで申請されなかったのであれば、対象外だったのかなというのがあります。先週に1件問合せがありました。掃除をしていたら案内が出て来たので今からでも間に合いますかという内容でしたが、申請期間がはるかに過ぎていたので、お断りさせていただきました。

道下委員長

他になければ、ここで休憩したいと思います。再開を11時10分とします。

[10時 58分 休憩]

[11 時 10 分 再開]

道下委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。休憩前に足立副委員長からあった質問に対して、環境課長から回答をお願いします。

環境課長 コスト面ですが、これは本来長寿命化事業です。コスト削減の面もありますが、重油等は比較的削減になりませんが、電気等の節約をすることで現在5,000万から6,000万の修繕費等がかかっていたものが、約30パーセント程度は削減出来ると思われれます。

道下委員長 足立副委員長よろしいですか。ありがとうございます。次にうつります。

(2) ごみステーション整備費補助金（仮称）の新設について

道下委員長 執行部から報告をお願いします。

環境課長 (以下、資料をもとに説明)

道下委員長 委員から質疑をお願いします。

森谷委員 交付対象の1行目ですが、設置している者は、市ですか町内ですか。

環境課長 設置しているのは現在、町内です。

森谷委員 コムサの近くはごみ捨て場から遠いので新しく作ったんですが、作ることが許されないと非常にごねられました。「既にごみステーションを設置している」とあるので、新設した所は省かれるように思われますが。

環境課長 おっしゃる場所は私も存じています。現在現地にはきちんとしたものが座っていますが、もしそういった場所で必要が生じるということであれば、新たに増設した所も対象になります。

森谷委員 まず自分の金でやれと言われ、自治会に所有権を移せ、管理はコムサでやれと言われました。逆らえないので仕方なく呑みましたが、こんな不条理なものなんですか。

環境課長 ごみステーションですが、現在は町内で管理していただいています。ごみ散乱等は町内の方にご協力いただいています。我々は町内に管理していただいていると思っています。

森谷委員 なかなか増設させなかった理由はごみ収集箇所が1ヶ所増えるということでした。他市では家の前まで収集したりするところもあるので、もう少し、あたりまえの事を考えられるようにすべきと思うんですが、実際そうなんですか。増やすことは仕事が増えるから認めたくないん

ですか。

環境課長

ごみステーションを増やすのがいけないとは言いませんが、町内で管理していくので町内の方に負担がかかると思います。地域の実情は我々も頭に入れていますので、必要な箇所は協議して増設の要望をしていただければと思います。

道下委員長

その他ありますか。

澁谷委員

本当にごみステーションの設置場所、個数がニーズと合っているのかと感じます。高齢者の方が地域や民生委員に助けられていると聞きますが。設置の状況ということでの検討はどのようにされているんですか。

環境課長

浜田市全体で考えてですが、現在高齢者の方で例えば要介護の方は個別収集をしています。体の不自由なというのがどの程度かは我々も分かりませんが、同居家族が居れば良いですが、町内等で相談されて近いところへというのも、場合によっては必要になってくると思います。

澁谷委員

新築アパートとか、人口推移等で、ごみステーションが理にかなわないケースもあろうかと思えます。その場合はどうされますか。

環境課長

中山間地と市街地は条件が若干異なります。設置場所が無いというところもあります。現在あるものの中に入れるけれども入り切らなければ周囲に置いて網を掛けるなど。また中山間地においてはステーションが遠いということもあります。もしそういった案件があれば環境課にご相談いただき、また行政連絡員さん、環境清掃指導員さんと協議して進めたいと思います。

澁谷委員

住民ニーズに対して担当課が100パーセント答えるのは難しいですが、住民の満足度をどのように評価をされているのかお尋ねします。

環境課長

先ほどから言われる件は重々承知しました。ごみステーションの要綱に沿って運営していますが、地域の実情等も考えながらやっていきます。

澁谷委員

浜田でもごみを置ききれずに網をかけているごみを見かけます。町の景観からすると綺麗とは言えません。改善を図る姿勢は必要だと思いますが、考え方をお尋ねします。

環境課長

網をかける方法でやっておられる所もあります。市内では道路に近い所に設置されておられ、歩道と隣接して危険だということで、道路占用とか問題が出ています。できるだけ地域に使っていただく良い場

所に、地域と協議して進めています。こうした案件があれば環境課にご相談いただければと思います。

西村委員

交付対象で、当該ごみステーションの容量が不足すると客観的に判断される云々とあります。言われる所は分かりますが、容量が不足すると、客観的に誰がどう判断するんですか。

環境課長

現在金城は143箇所ありますが、74箇所くらいが必要な所が出るものと予測しています。ごみステーションにあふれる、蓋が出来ない状態であれば、鳥や猫がつつくことも出てきます。客観的な判断はそういう点を見てのことです。

西村委員

回収業者さんの意見、見解を元にしておられますか。

金城市民福祉課長

業者に問い合わせたところ、可燃ごみは今まで週3回、回収していますが、月曜はほぼ一杯のステーションもあります。容量が不足しそのような場所を清掃指導員さんに聞いてみましたが、今の段階でも一杯な所は、回数が減ったら足りないだろうと。動物が構うからステーションを設置せざるを得ない所もあると聞いています。

西村委員

28年2月から開始となっていますが、回収自体は週3回を週2回にするのは、年度当初から始まるのでしょうか。そうすると整備開始時期が遅れて、ごみがあふれる事態が起こると思われませんが。

金城市民福祉課長

4月からあふれる可能性がある場所があるとのことで、無理やり今回27年度分から運用出来る形にさせていただきました。事前に1月頃に環境清掃指導員さんとの会議を行なって、補助のこと、ごみ収集方法の変更等を説明する中で、急がれる所は年度中に対応したいと思っています。

西村委員

タイムラグによる混乱が生じないようにして欲しいと思います。もう1つは、143基の中で対象としているのは90基ですよね。事業費見合いでいくと。対象となる所もならない所、町内での不公平感が生じないように、対象となる所に周知徹底をしないと不公平感が生まれると思います。対応はどうなっていますか。

市民生活部長

来年度当初予算には組んでいましたが来年4月に間に合わないということで、今回の対応になりました。もし90万で足りないとなりますと、財政当局に掛け合い、その気で頑張ります。ありがとうございます。

西村委員

私が言いたいのは、事前に対象となるごみステーションを管理している町内にきちんと説明して、不公平感が残らない対応を徹底して欲

しいということです。

金城市民福祉課長

情報が行った所と行かない所があってははいけません。指導員の方にお集まりいただき、補助金の話、収集が変わる等の話をしたいと思います。時機は1月頃には行ないたいと思っています。

道下委員長

その他に。

(「なし」という声あり)

では次の議題に移ります。

(3) 下水道事業について

道下委員長

執行部から報告をお願いします。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑をお願いします。

森谷委員

集合と合併についてです。現状は合併浄化槽は家を作る人が負担しているのではゼロではないですか。

下水道課長

この試算は、一処理区の中で整備する場合です。補助金を出して設置するのは個人さんの計画の下にあるものですので、比較していません。

森谷委員

仰る意味がよく分かりません。現在は市民が負担しているでしょう。仮に30万だとすると3億対8億5,000万ですか。

下水道課長

整備を促進させることを前提にしています。

森谷委員

昨日、中期財政計画の発表がありました。現在42億円、毎年18億円の赤字と聞きました。それを聞いた上だとやはり、急がないで合併浄化槽と判断したいと思いますが。

下水道課長

当課としては、浜田市は将来的に下水道を整備していかないと。今現在は現状のままでも良いと思いますが、将来にわたって都市計画内で下水道は必要だと思います。

森谷委員

集合的下水道は災害で分断した際に流れなくなります。そういう意味では個別の合併浄化槽の方が良い面もあると思います。出る水は同じなので、普及率云々の話をされてもそれがどうしたと思います。また最初の1番ですが国が25年にモデル都市に浜田市は選ばれていたということですか。

下水道課長

選ばれたのは27年度です。国がこういう方針を出したというのが25年です。

森谷委員

選ばれるにあたって、検討内容は選ばれた後で検討するんですか。

下水道課長
森谷委員

選ばれた後です。

だからお粗末なんですね。相生水源地のところ、3,000人の容量しかないのに、駅前から全部浜田側を渡ってさらに上流に運ぶことを計画していたんですが、これこういうことも考えていくと国からいくら補助があったとしても、笠柄とか竹迫とか団地規模などのものですね。その隙間を合併浄化槽で行なうというのが普通ではないかと思いますが。私は水害で水が溜まる場所がありますが、君市踏切、市役所前、警察署の付近、缶詰工場の排水のトンネルなど利用できるのも、無理やりやるのは中財の赤字を考えるとロスが多いと思いますが。

下水道課長

部長が一般質問でも答弁していますが、真に必要な区域を選定していきます。

森谷委員

2番です。人口がどんどん減っていきます。ここには人口減少ほどの程度組み込まれていますか。

下水道課長
澁谷委員

課では減少は見込んでいません。

私もこの表ちょっとおかしいと思うんです。3番です。6万5000円の維持費がかかっているけど、上もかかっているわけじゃないですか。その分ほどは下の維持管理費は個人が負担すればいいので。それを全部プラスして合併浄化槽の方が悪いと考えるのはますます旧浜田市周辺部の、公共下水道を使えば補助が利用出来て格別な待遇だと言いたいのは分かりますが、集落排水も出来てない所なんかは、現在の財政状況を考えると出来ないと思います。そうなった場合にある程度合併浄化槽と並行して行なうというスタンスでないと、合併浄化槽だとこの数字だと負担が大きく推進出来ないという結論になりませんか。

下水道課長

前提として今回お示ししたのは、2200人を一挙に整備した場合の比較です。現在浜田自治区は合併浄化槽を設置したら補助金を出し、維持管理していただいています。これは本人さんの希望でされるもので、整備ではないので、今回そのような比較はしていません。一気に整備した場合を比較しています。

澁谷委員

その比較は誰かが頼んだんですか。あり得ないでしょう。村でも町でも下水道事業を推進している所は多いです。どこも合併浄化槽を上手く使ったからここまで進んだという評価ばかりです。合併浄化槽の推進がこれではますます遅れて、全体的な遅れに繋がるような気がして言わせていただきました。

上下水道部長

おっしゃることもよくわかりますが、この比較表は限られた区域の

中で集合処理をするのが有利か、市町村設置型の合併浄化槽が良いかを比較したものです。1つの限られた中で集合処理をすれば加入負担金を出す必要がありますが市が維持管理をします。それが個人の合併浄化槽であればすべて個人が維持管理費をみないといけないという不公平がでてまいりますので、同じ区域は同じ条件で市民の負担を求めものとして計算したものです。だから合併浄化槽は駄目だと言いたいのではなく、今後はかなり必要な区域を絞るので、それ以外は合併浄化槽になると思いますが、それを市町村設置型でやるのか従来どおりの補助方式でやるのかは、今後の検討課題になると思います。

道下委員長

その他。

足立副委員長

1番(1)です。森谷委員の話の中で選ばれたのは平成27年度と言われましたが、平成37年度までに下水道整備が完了するというのですか。

下水道課長

全体の整備ではなく1つのまとまった区域を整備するのに10年という解釈をお願いします。

上下水道部長

補足させていただきますが、ここに書いてある方針は国の方針です。現在汚水処理人口普及率は、全国平均で90パーセントです。未普及の10パーセントを何とかしないといけないというのが国の思いです。可能な限り10年間で早く整備を進めるという考え方です。

足立副委員長

検討内容ですが、包括的契約という文言がありました。今一度ご説明ください。

上下水道部長

私も非常に検討の余地があると思っています。例えば1処理区に25億かかるとしますが、それを一括契約する。そのメリットは、今は単年度ごとに発注・入札を行っていますが、それを全て民間が行う。年間を通じて工事を行って行く。入札事務だけを見ても少なくとも3、4カ月工事をしない期間があるところが、年間通じての工事になる。例えば5年かかるものが4年であったり、3年であったり、非常に早期に整備が可能になるということで国はPFI方式を言われますが、地元のメリットもありませんので、地元建設会社でのJV等を組んでいただく中で一括契約が可能なのか、国と協議しているところです。

足立副委員長

2番の、使用料収入の部分ですが、平成32年度から公営企業化の会計処理をされることで、接続件数がいきなり50から20に落とされています。20にすることでのメリットが感じられない気がしますが。

下水道課長

平成27年から30年までは工事を行っていますので、近々で供用開始

が単年、単年出てきますのでそういうところは早く接続していただけます。ただ、過去に接続しない方がいらっしゃるるのでその方を接続に導くのは困難なので、20という設定にしています。検討した結果です。

道下委員長

その他。

(「なし」という声あり)

では次の議題に移ります。

(4) その他

(配布資料) 浜田市人口状況 (8月末～10月末)

道下委員長

資料を配布していますが、これは皆さん参考にしてください。

今回の報告事項について、全員協議会にてどのように扱うか決めたいと思います。

地域福祉課長

1、2、この2点について報告することとしています。どちらも資料提供のみを想定しています。

道下委員長

皆さんの意見をお聞きしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

ではそのようにさせていただきますので、ご了解をお願いします。

所管事務調査もボリュームがあるので、ここで昼休憩に入りたいと思います。再開は1時からとします。

[12 時 04 分 休憩]

[13 時 00 分 再開]

5 所管事務調査

(1) シルバー人材センターの家庭ゴミ処理状況について

道下委員長

執行部から説明をお願いします。

(以下、口頭で報告 屋内清掃として26年度実績で215件扱っている。そのうち処理場に同行して搬出したのはうち5、6件である。)

道下委員長

今の説明で意見等があればお願いします。

森谷委員

どこの処理場ですか。

健康長寿課長

不燃、可燃確認しておりませんが、引越しごみなので恐らく可燃が多いのではないかと思います。

森谷委員

可燃はエコクリーンセンターに行きます。一般のごみとして本来はシルバーが扱ってはいけませんね。ただし頼んだ方が同行したらいい

いというのが、5、6ということなんですか。

健康長寿課長

ご指摘のとおり発注をされた方が、同行していかれた件数が 5、6
ということですよ。

道下委員長

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

では次の議題に移ります。

(2) 介護報酬の引き下げに伴う介護事業所への影響について

道下委員長

執行部から説明をお願いします。

健康長寿課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

今の説明で意見等があればお願いします。

西村委員

事業所の状況が 20 数パーセントも落ち込んでいる所もあり、非常に深刻だと受け止めます。全国的には数十の規模で廃業とか倒産という報道もあり、このデータを要請したのはそのことを知りたいという狙いがありました。経営状況が非常にしんどいのではないかと思います。浜田市内、あるいはこの近辺で、形としては廃業はしてなくてもギリギリでやっている事業所もいらっしゃると思います。是非広域にも声をかけて現状把握をやっていただき、場合によっては国に物申す等の対応を考えていただきたいと思います。

健康長寿課長

前回お尋ねになられた時、これが原因で廃業等はあるかとの質問に把握していないとお答えした。以前からグループホームで1ユニット閉鎖をしているところがあるとお答えするのみでした。その後広域と協議したところ、ショートステイで複数事業所。出来るならショートステイの経営が苦しいので特養のベッドに転換出来ないかという打診があるところが複数事業所ありました。これについては特養ベッドは介護保険事業計画に基づいて募集をし、今期については決定しているのですぐには出来ないとお答えしています。デイサービスも複数事業所が。事業規模を縮小して、例えば通所から小規模にしたいという希望を示している所があるそうです。これについては認可は県の所管ですので、そちらに届出すればタイプ変更可能と聞いています。

道下委員長

その他。

澁谷委員

形態が社会福祉法人であるとか、違いによって経営も異なるとは思います。10パーセント近く報酬が下がると損益分岐点に近づいてきて、これまでも介護施設の報酬が少ないという指摘がこれまでもあって、

更に報酬は下がったと考えるべきですか。

健康長寿課長

これは施設が受け取った半期分総収入を示したもののなので、その法人の赤字黒字には直結しません。職員の処遇ですが、27年度から加算が受けられていますが、それも盛り込んだ数値です。ですから、処遇改善加算をしてもなお、その事業所の総収入は対前年比で下がっていると言えます。複合的経営をしていらっしゃるの、法人全体で経営状況が上向いているか苦しいのかは、私どもは把握出来ていません。

道下委員長

その他。

(「なし」という声あり)

では次の議題に移ります。

(3) 要介護認定率の推移について

道下委員長

執行部から説明をお願いします。

健康長寿課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

今の説明で意見等があればお願いします。

柳楽委員

前回の打合せでこれをお願いしておらず、それ以降にお願いしてすみませんでした。ミニデイの話が出ましたが、その対象者は介護予備軍の方という認識でよろしいですか。

健康長寿課長

そのとおりで、要支援の手前の二次予防対象者が対象です。

柳楽委員

金城自治区で説明いただいた時、ミニデイの加入割合が他より高いということでした。加入割合というのは、病後に体調を崩されていて、そういうミニデイに参加されて様子を見たほうがいいのか、認知症になる可能性のある方を保健師さんとかが訪問されて声掛けをされているという認識ですが、これは全市同じ取り組みですよ。

健康長寿課長

ご指摘のとおりです。保健師等が参加を促したり、隣近所お誘い合わせの上というのがあるのかもしれませんが、活発な地区とそうでない地区があります。二次予防の方が対象ですが、地域の状況によって若干の違いはあるかもしれません。

道下委員長

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

では次の議題に移ります。

(4) 産前産後ヘルパー支援事業について(相談数・利用者数・利用内容)

道下委員長

執行部から説明をお願いします。

子育て支援課長 (以下、資料をもとに説明)
道下委員長 今の説明で意見等があればお願いします。
柳楽委員 育児をされる中で困ったことが無いという状況もあるのかもしれませんが、サービス内容以外の部分で支援を必要としている等の意見はありませんか。

子育て支援課長 そういった声は今の所聞いていません。
澁谷委員 家事援助をされるとのことですが、0件となると、スタッフの収入はどうなっているんですか。

子育て支援課長 サポーターの派遣はシルバー人材センターにお願いしております。シルバーの制度というのが、仕事の申し込みがあれば会員を派遣するシステムです。ある程度出来る方をお願いして声掛けしています。そういう方には残念な状況ではありますが、収入減でお困りになる状況ということではありません。

道下委員長 その他に。
(「なし」という声あり)
では、この議題については終わりたいと思います。

6 その他

道下委員長 その他に入ります。執行部から何かありますか。
(「ありません」という声あり)
委員から何かありますか。

森谷委員 火葬場の件です。他の市の状況が情報として全く入ってこなかったので、自分で益田の例を調べました。17年前に出来ていまして、炉は4つあります。1つしかありません。駅から5キロ程度で、匹見からだと小一時間かかります。食事する所はありません。浜田市からの説明では、業者が食事する所がないから困る、距離が遠いということを書いておられたようですが、業者の言うことを重く受け止め過ぎではないですか。業者の目的と、浜田市の目的は明らかに違います。考えを整理しながら仕組みをつくるべきだと思います。その辺は押さえておられますか。

環境課長 近隣の葬祭施設の状況ですが、益田市においては先ほど言われたような状況であると調べています。我々が葬祭業者と話をしたところ、地域性の問題もあるとのこと。浜田市の火葬場、利用者の時間帯というのも、11時から13時に集中しています。11時台5パーセント、

11時30分台が20パーセント、12時が19パーセント、12時30分が10パーセント、午後1時からが5.3パーセントという割合になっています。昼前からの火葬場の火入れとなっており、そういったことを考えて現在取り組んでおられ、我々にご意見を言われたものと思われま

森谷委員

それは利益を追求する側の意見なので、それが全体の意見として捉えると間違いになると思います。浜田の火葬場をなくさないでという声はどのように聴取されたんですか。

環境課長

各地域協議会で様々な意見をいただいていますし、浜田市ホームページ等の中で公開してご意見をいただき、皆さんに報告をして、今回に至っています。自治会長会議の場でも何度か、各地区の自治会さんに説明しています。

森谷委員

個人の意見の数と、自治会はどこの自治会か教えてください。

環境課長

自治会で言うと浜田地区、石見地区、美川地区、国府地区、長浜地区、周布大麻地区、弥栄地区、地域協議会については各自治区で開催しています。

森谷委員

個人は。

環境課長

浜田市のホームページ等でパブリックコメントをお寄せいただきました。141件です。

森谷委員

141人ということですか。

環境課長

はいそうです。

森谷委員

殆どの自治会が、そういう意見も上がっていたよというレベルですか、それとも総意ですか。

環境課長

様々なご意見が出ています。単純に反対だという意見もありますし、浜田の中心に持っていくべきだとか、三隅に有れば良いとか、賛否両論です。最終的に意思決定して計画に入れたのは、三隅の斎場が非常にメリットがあって、今後の運営においても維持費が安くつくということです。

森谷委員

前から言っていますが、アンケートの出し方で結果は自由に変えられるのが常識です。浜田から斎場を無くすのは誰だって反対でしょうが、42億の赤字があることを前提にすれば意見が変わる可能性もあります。

道下委員長

その他。

(「なし」という声あり)

それでは執行部に関係する議題は終わりましたので、執行部の皆さんは退席されて結構です。ありがとうございました。

《 執行部退席 》

道下委員長

それでは議案の採決に移ります。委員から採決の前に何かありますか。

(「なし」という声あり)

議案第 90 号

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

では採決を行います。議案第 90 号浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

議案第 104 号

工事請負契約の締結について(浜田浄苑基幹的設備改良工事)

では採決を行います。議案第 104 号工事請負契約の締結について(浜田浄苑基幹的設備改良工事)について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

請願第 12 号

国民皆保険制度の維持・発展を求める意見書の提出について

採決の前に何かありますか。継続審査や賛成意見・反対意見ありますか。西村委員。

西村委員

請願者にも委員にも申し訳無い結果になってはいけないので、言い漏らした点について補足しておきます。請願書の 2 行目から 3 行目に書いてある部分ですが、「安全性・有効性に問題がある」と表現して

いますが、保険外併用療養の新たな仕組みとして患者申出の療養が今回法に入りこんだわけですが、これは研究段階の医療を混合診療として認めるということで、研究段階にある医療が市中の医療機関に広がる仕組みが出来上がるということで、安全性、有効性に問題があるという表現をしていると受け止めてください。

道下委員長

はい、ありがとうございます。その他、委員から賛成意見、反対意見ありましたらお願いします。

森谷委員

ありません。

澁谷委員

これが実施出来るなら、ある一面ではそれが正しいですが、今問題なのは30代40代の子育て世代の生活が困窮していることの方が問題です。何となく国民皆保険が近々無くなるような誤解を招きそうです。もちろん無くなるなら国民として意見を申さないといけないと思いますが。引用された書物もかなり一方的に思えます。私はこの請願者の意見には同意しかねます。

平石委員

私も澁谷委員が言われていることに同意します。確かに言おうとしていることは、将来的に大事だと思いますが、これが出来るのかという所になると難しい気がします。国がきちんとしたデータをもとに決めていることなので従うべきでしょうし、国民皆保険制度が危なくなる状況が本当に来るなら徹底的に議論をすべきでしょうが、今の段階で意見書を出すことには何か疑問が残ります。賛成しかねるところです。

柳楽委員

この請願の1行目、2行目あたりに項目が挙げられていますが、入院時の食費代負担増もありますが、非課税世帯とかに対する軽減もされておりますし、患者申し出診療について先ほどまだきちんと認められていないものを使われるというお話もありましたが、一般的な保険診療を受ける中で患者が希望し医師がその必要性、道理性を認めた場合に申請が行なわれるということが、調べた資料の中であって、保険医療機関が申請し、受付後厚生労働省内に設置されている先進医療会議にて審査するとか、そういったことで何重かの審査を経て実施となるようですので心配は少ないと思われれます。国民皆保険制度の破綻を心配している内容ですが、保健医療2035提言書でもいろんな意味で国民皆保険制度というのを今後も良いものにするためにさまざまな角度から見直しや検討をする必要があるという意見がありました。国とか市とか含め国民自体全体でこういった保険制度を今後も考えていく

必要があると思いました。国民皆保険制度がすぐにどうかなるというものではないと思いますので、私はこの請願に反対します。

小川委員

私はこの請願に全く異論はありません。食事代の関係、混合診療の拡大に拍車がかかるという部分です。この部分は特に混合診療の関係はTPPの関係でより拍車がかかる可能性が強くなるということであり、入院時の食事代の引き上げ等も含めた場合にいくらか余裕のある方の負担は応分の負担という部分ではやむを得ない部分もあると思いますが、均一的にこういった形で病院からも実質追い出さざるを得ないような状況も片方ではあるとすれば、現段階においても徐々に国民皆保険制度の根幹は徐々に揺らいでいく可能性が否定できないのではと危惧しており、そういう意味では保険制度の維持・発展を求めるといえることについてはまったく異論はありませんので、私は賛成の立場です。

足立副委員長

私は澁谷委員、平石委員、柳楽委員と同意見です。入院時の食費療養費はこれまでは安価であったと感じておりますが、460円であったとしても、まだ安い部類だろうと思います。また患者申出療養についても確かに研究段階の保険外の部分についてそれを使うことによって自己責任等の話もありますが、一方ではそれで助かる命も広がってくるのではないかと思いますし、それによって医療格差が生じてくることも考えにくいと思います。あとは皆さんとほぼ同じ意見ですので、私もこの請願に同意しかねます。

道下委員長

継続審査は行わず、ここで採決するというところでよろしいですか。
(「はい」という声あり)

それではお諮りします。この請願を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

《 挙手少数 》

挙手少数であります。よって本請願は不採択すべきものと決しました。不採択の場合は、請願者に不採択の理由を通知することとなっております。先ほどの委員から反対意見等を調整して作成したいと思いますが、委員長にご一任いただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議ないようですので、委員長に一任されました。)

以上をもちまして、福祉環境委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

[13 時 46 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 6 5 条第 1 項の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 道 下 文 男